組合ニュース

発行：2022年5月18日
大分大学教職員組合
TEL・FAX：097-554-7998
E-Mail：oitauu@fat.coara.or.jp

団交により人勧引き下げ額を食い止めました！
ー0.15月分（昨年度分）の引き下げを阻止ー

■人事院勧告の対応について

法人より昨年度減額分の不利益遡及の提案

5月2日の団体交渉において、法人から、6月ボーナスについて、人勧に準拠して0.225月の引き下げの提案がありました。組合からは、新型感染症の影響で業務が過重・過多になっていること、大分大学の給与水準が公務労働・他大学との関係で低水準であることなどを重ねて説明し、引き下げの提案に反対しました。

とくに、0.225月引き下げ分のうちの0.15月は、2021年度分の引き下げであり、実質的に不利益遡及になるため到底容認できない旨を主張しました。

不利益遡及の提案を撤回し特例措置

これをうけて、5月12日の団体交渉において、法人からは0.225月分引き下げの人勧対応をしたうえで0.15月分は、コロナ対応等による職員の負担増を考慮し、特例措置として追加支給をするとの回答がありました。つまりは0.075月の引き下げの提案がありました。

引き下げゼロ回答を引き出すことはできませんでした。ですが、不利益遡及にあたる分は回復できたこと、大分大学の給与水準について法人・組合間で勉強会を開催し継続的に検討をおこなっていくことの提案があったことは、評価できる対応と受け止めました。また全国の大学をみますと、同様の回答の大学もあれば、0.225月引き下げの上若干の代償措置という大学もあります。これらにかんがみて、今回の法人回答を受け入れることとしました。

（以下は20220512団交での法人回答です）

団体交渉申入れについて（二次回答）

２０２１年１０月２０日付け「団体交渉申し入れ」に対する回答は，次のとおりとする。

２０２１年人事院勧告に準拠した期末手当の引き下げを行わないこと。
職員の業務量および大学の収入が減少しているわけではないので，期末手当の引き下げを行わないこと。

（回答）　期末手当に係る令和３年８月１０日付け人事院勧告の取扱いについては，人事院勧告及び国の決定に準じて措置したい。
なお，コロナ対応等による職員の負担増を考慮し，特例措置として，令和３年度（2021年度）の期末手当引下げ相当額を追加支給したい。

今後も継続的に労働条件の改善について交渉

組合からは、2021年度分の0.15月分の引き下げがなかったことについては非常に評価するものの、0.075月引き下げについては、業務過重・過多の状況での給与引き下げは容認できないものである、今回は回答を受け入れるものの、今後のその他の労働条件についての話し合いにおいて、この引き下げを十分に考慮したうえで、継続的に対応をいただきたい旨をつたえました。